歯科医療機関の感染拡大防止等支援金の申請について

【概要】

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取り組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助。

【対象と補助の上限額】

保険医療機関の指定を受けている病院、医科診療所及び歯科診療所など
◇無床診療所（医科、歯科）の場合、100万円

【対象期間】

2020年４月１日から2021年３月31日までに支出される費用。

※支出済みの費用だけでなく、申請日以降（2021年３月31日まで）に支出が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することが可能（概算で交付した補助金額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還する）
（注）この支援金の申請は、１つの医療機関から１回のみに限られる

【対象となる費用】

「感染拡大防止対策に要する費用」に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための「診療体制確保等に要する費用」について、幅広く補助の対象経費となる。
※例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等。但し、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

【申請手続き】

申請受付期間
―2020年７月27日から2021年２月28日まで（予定）
―毎月15日から月末までの間。毎月１日から14日までは、システム上、受付ができない。

申請書の入手方法
―申請時に必要な書類は大阪府ホームページからダウンロード。
―紙申請様式が必要な場合は、84円分の切手を同封し、「大阪府保健医療企画課医事グループ」宛に郵送で請求
※紙申請様式は協会でも準備している。

＊手続きの流れ
①医療機関等が申請書・事業実施計画書を作成し、提出先（大阪府国保連合会）に提出
②大阪府国保連合会が大阪府に申請書を提出
③大阪府が申請内容を確認後、大阪府国保連合会に支援金を交付
④大阪府国保連合会が、医療機関等に支援金を交付（最速で申請月の翌月末の見込み）
⑤医療機関等は、補助事業の完了後に大阪府に実績報告

申請方法：以下のいずれかの方法を用いる
（１）原則としてオンライン請求システムを利用
（２）オンライン請求システムを利用できない場合は、大阪府国保連合会の「Web申請」システムを利用
（３）インターネット環境に対応していない医療機関等は「電子媒体（CD-R等）により国保連に郵送
（４）紙申請様式を国保連に郵送

CD-R・紙申請の提出先
〒540-0028　大阪市中央区常盤町１丁目３番８号
中央大通FNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会
封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書　在中」と朱書きする。

「よくあるお問い合わせ」（大阪府ホームページより）

区分	質問	回答
補助対象	本補助金を申請できる医療機関等とは。	申請時に、保険医療機関である病院や診療所、保険薬局である薬局、指定訪問看護事業者である訪問看護ステーション及び助産所が対象です。
補助対象	新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのか。	対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件ではありません。
補助対象	どのような経費が対象となるのか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象となります。 別添のとおり例示されていますが、補助対象となるかどうか判断が難しい経費については、大阪府感染防止対策等支援事業補助金コールセンターにお問い合わせください。
補助対象	いつからいつまでの費用が対象となるのか。	令和２年４月１日から令和３年３月31日までにかかる経費が対象となります。
申請方法	対象期間中であれば、複数回の申請が可能か。	各医療機関等からの申請は１回限りです。
申請方法	毎月１～14日は申請できないのか。	システム上、申請受付できない仕組みになっておりますので、ご理解ください。
申請方法	精算交付申請の方法は。	大阪府では概算交付申請と精算交付申請を区別しておりません。 国保連あて申請、審査・決定、資金交付ののち、実績報告をしていただきます。
申請方法	提出ファイルの出力ができない。	「必須項目」に入力もれがあると、保存及び提出用のファイル出力ができない設定になっておりますので、今一度入力内容に誤り等がないかご確認ください。
申 請 書	紙の申請書が入手したい。	支給手続きの迅速化のため、できる限り電子データによる申請に協力をお願いします。 紙申請様式をご入用の場合は、84円分の切手を貼付した返信用封筒（定形のもので住所・宛先を記載）を同封のうえ、大阪府保健医療企画課医事グループ宛郵送していただければ、送付します。
補助対象	補助対象医療機関・薬局等になる前に支出した費用を交付申請に含めることはできないのか。	対象医療機関・薬局等となった後に支払った費用（もしくは支出の見込まれる費用）が補助対象となるため、開設後に使用するためのものであっても、開設前に支出した費用は対象に含めることはできません。

【対象となる感染防止対策の例】（大阪府ホームページ「例示」より）

取組の例	経費の例
共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う	・清掃委託費 ・消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入
共有して使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問鞄等）や職員が共通して触れる部分について定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備を行う	
歯科用ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。歯科診療で使用した器具等の滅菌用機器を導入する。	・滅菌器
待合室の混雑を生じさせないよう、予約診療の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める	・整理券の印刷製本費
発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う	・ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備
在宅療養における感染予防対策、患者の症状を観察する際の留意点等が記載されたパンフレットの作成・配布を行い、患者や同居する家族等に説明し理解や協力を求める	・パンフレットの印刷製本費
感染防止のための個人防護具等を確保する	・マスク、グローブ、エプロン、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入
医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う	・研修講師の謝金、会議費
電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する	・オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト） ・抗菌キーボード、抗菌マウス
電話等情報通信機器を用いた病状確認・療養上の指導等が実施可能な体制を確保する	
電話等情報通信機器を用いた相談対応や分娩立会い等ができる体制を確保する	
その他感染拡大防止対策や診療体制確保等に必要な物品等の購入	・洗濯委託費、検査委託費 ・寝具リース料 ・感染廃棄物処理費用 ・空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含） ・検温等（非接触型を含む）機器

【対象となる支出科目の費用内容例】

科　目	内　容
賃金・報酬	感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金等
謝　　金	感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金等
会 議 費	感染拡大防止の勉強会のための会場費等
旅　　費	感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費等
需 用 費	消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費等
役 務 費	職員の感染に係る保険料等
委 託 料	施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用等
使用料及び賃借料	寝具リース料等
備品購入費	HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費等

（厚労省「医療機関等の申請マニュアル～医療機関等用（2020.７.31）」より）

【問い合わせ先】

申請方法に関する問い合わせ
大阪府感染拡大防止等支援事業補助金コールセンター
（TEL：0570-001-332）
受付時間は、平日９時から18時まで